

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第二十四号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十七年広島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）及びマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第十六号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(マンションの除却等の必要性に係る認定の申請書の添付書類)</p> <p>第三条 省令第七十六条の二十五第一項第三号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第六十三条の五十六第二項第一号に該当するものとして同項の規定による認定を受けようとするマンションの耐震診断判定書（建築物の耐震診断が、技術指針事項の定めるところにより行われ、かつ、当該耐震診断の実施に当たり行つた構造計算が妥当であることを建築物の構造に関し学識経験を有する者その他の知事が適切であると認めた者が証する書類をいう。）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 省令第七十六条の二十五第二項第三号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第六十三条の五十六第二項第二号から第五号までの規定による認定を受けようとするマンションの平面図</p> <p>二 (略)</p> <p>(容積率又は各部分の高さの特例に係る許可の申請書の添付図書等)</p>	<p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第十六号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(マンションの除却等の必要性に係る認定の申請書の添付書類)</p> <p>第三条 省令第四十九条第一項第三号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二条第二項第一号に該当するものとして同項の規定による認定を受けようとするマンションの耐震診断判定書（建築物の耐震診断が、技術指針事項の定めるところにより行われ、かつ、当該耐震診断の実施に当たり行つた構造計算が妥当であることを建築物の構造に関し学識経験を有する者その他の知事が適切であると認めた者が証する書類をいう。）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 省令第四十九条第二項第三号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二条第二項第二号から第五号までの規定による認定を受けようとするマンションの平面図</p> <p>二 (略)</p> <p>(容積率の特例に係る許可の申請書の添付図書等)</p>

第四条 省令第七十六条の三十第一項に規定する規則で定める図書又は書面は、次の表に掲げる図書及び申請を必要とする理由書とする。

(略)

2 知事は、法第百六十三条の五十九第一項の許可を申請する者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。

第四条 省令第五十二条第一項に規定する規則で定める図書又は書面は、次の表に掲げる図書及び申請を必要とする理由書とする。

(略)

2 知事は、法第百五条第一項の許可を申請する者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める図書又は書面の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。